

新型コロナウイルス関連・よくあるお問い合わせ

No.	質問	回答
1	【新型コロナウイルス】PCR検査の費用は保険の補償対象となりますか？	<p>はい。責任期間(※)中に発熱やのどの痛みなどの症状により医師の治療としてPCR検査を受けられた場合の費用は、検査結果に関わらず、疾病治療費用保険金の補償対象となります。なお、出国や帰国のためのPCR検査の費用やご自身で購入された検査キットなどの費用は補償の対象外となります。</p> <p>※会員資格が有効である期間中に開始した旅行期間(海外旅行の目的を持って日本国内の住居を出発したときから住居に到着するまでの間で、かつ、日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の午後12時までの間)</p> <p>なお、一部のカードは事前に旅費などを当該カードでクレジット決済していただいていることが条件となりますのでご注意ください。</p>
2	【新型コロナウイルス】感染した場合の治療費などは、保険の補償対象になりますか？	<p>はい。責任期間(※)中に感染し、医師の治療を受けた場合の治療費や検査費用などは疾病治療費用に該当するため補償の対象となります。</p> <p>また、保険金の請求の際は、治療費や検査費用の領収書や検査結果のわかる書類(医師のサインなどのあるもの)のご提出が必要となります。</p> <p>※会員資格が有効である期間中に開始した旅行期間(海外旅行の目的を持って日本国内の住居を出発したときから住居に到着するまでの間で、かつ、日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の午後12時までの間)</p> <p>なお、一部のカードは事前に旅費などを当該カードでクレジット決済していただいていることが条件となりますのでご注意ください。</p>
3	【新型コロナウイルス】海外旅行中に感染し、陰性が証明できず帰国できなかった場合にかかった宿泊費や交通費は保険の補償対象となりますか？	<p>はい。責任期間(※)中に感染し、医師の指示によりホテル療養や隔離が必要となった場合のホテルの延泊費用や購入済みの航空券の変更費用(原則、購入済みの航空券と同等のもの)は疾病治療費用に該当するため、補償の対象となります。</p> <p>また、保険金の請求の際は、医師の指示内容がわかる書類(画面)、延泊費用(食費除く)または航空券の変更費用の領収書のご提出が必要です。</p> <p>※会員資格が有効である期間中に開始した旅行期間(海外旅行の目的を持って日本国内の住居を出発したときから住居に到着するまでの間で、かつ、日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の午後12時までの間)</p> <p>なお、一部のカードは事前に旅費などを当該カードでクレジット決済していただいていることが条件となりますのでご注意ください。</p>
4	【新型コロナウイルス】ホテル療養となった場合のホテルの手配や食事のサポートはありますか？	<p>いいえ、ホテルの手配や食事のサポートはありません。</p>
5	【新型コロナウイルス】海外旅行から帰国後に感染していたことがわかった場合は、保険の補償対象となりますか？	<p>はい。責任期間(※)終了後14日以内に医師の治療としてPCR検査を受け、感染が判明した場合の治療費や検査費用などは、疾病治療費用に該当するため補償の対象となります。ただし、責任期間中に感染した場合に限ります。</p> <p>※会員資格が有効である期間中に開始した旅行期間(海外旅行の目的を持って日本国内の住居を出発したときから住居に到着するまでの間で、かつ、日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の午後12時までの間)</p> <p>なお、一部のカードは事前に旅費などを当該カードでクレジット決済していただいていることが条件となりますのでご注意ください。</p>